

鳥取県地方卸売市場条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第6号

鳥取県地方卸売市場条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

(鳥取県地方卸売市場条例の一部改正)

第1条 鳥取県地方卸売市場条例(昭和46年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(事業又は営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第8条 開設者等が <u>事業又は営業</u> (地方卸売市場の開設に係るもの又は地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。 2～4 略	(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第8条 開設者等が営業(地方卸売市場の開設に係るもの又は地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。 2～4 略

(鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正)

第2条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者(新增設事業を実施する者が法人である場合にあつては、当該新增設事業を実施する法人(以下この号において「実施法人」という。)の <u>会社法</u> (平成17年法律第86号)の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が別に定めるもの(以下この号において「親法人」という。))、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者(新增設事業を実施する者が法人である場合にあつては、当該新增設事業を実施する法人(以下この号において「実施法人」という。)の <u>商法</u> (明治32年法律第48号)の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が別に定めるもの(以下この号において「親法人」という。))、親法人が商法の規定により計算される総株主の議決権の過半数

を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が別に定めるものを含む。)が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。)の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要であると知事が認める費用の額の合計額(新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が別に定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。)をいう。

(5)~(9) 略

2 略

を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が別に定めるものを含む。)が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。)の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要であると知事が認める費用の額の合計額(新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が別に定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。)をいう。

(5)~(9) 略

2 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。